

自治と協働の実践団体

1. 設立の趣旨

- 委員会（の役割）は、平成 31 年に制定した「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」の実効性の検証及び必要に応じた見直しを行うことが条例に定められています。
- 現在、①「自治と協働」の条例制定、②「自治と協働」の周知、③委員による「自治と協働」の実践、が行われ、次の段階として、④多様な市民による「自治と協働」の地域づくり実践が必要不可欠です。
- 橋本市において住民による多様な地域づくり活動が展開されているが、さらに持続発展させていくには、新たな人材の発掘や活動のスキルアップの場づくりが必要です。
- 第2期委員会の報告交流会では市長から、自治と協働を広げる地域づくり実践の期待と実践団体への支援も述べられ、地域振興室が担当することとなりました。
- 実践団体は、地域活動に関わる多様な市民で構成し、委員会と連携して条例の推進に努めます。
- ボランティア、NPO、地域活動などの支援窓口として、市民活動サポートセンターが設置されているが、さらに多様な世代と分野の市民が集い・活用できるよう、「自治と協働」を実践できる居場所づくりを目指します。
- 市民と双方向での情報交流ができる情報共有の場とし、子どもから高齢者までともに育み学び合うまちづくりのプラットフォームとします。

2. 目的

- 自治と協働を進めるため、人と人が交流できる居場所づくり。

3. 検討会

- 趣旨及び目的を達成するため、令和5年9月から「自治と協働を進めるため、人と人が交流できる居場所づくり」を目的として、協働実践団体について検討を行う「みんなの居場所会」を設立し、令和6年度から事業を実施します。
- 「人と人が交流できる居場所」を作り、効果的に人材交流を行えるよう、令和6年度は「ボランティア人材の発掘と育成を行い、地域活動の活性化」を図ります。

自治と協働の実践団体イメージ図

